

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「金融リテラシーと顧客本位の業務運営」
著者 / 所属	村田 和彦 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

金融リテラシーと顧客本位の業務運営

財政金融委員会 専門員

むらた かずひこ
村田 和彦

給料を受け取って、商品やサービスを買ひ、将来に備えて蓄え、車や家を買うためにローンを組むなど、お金は日常生活に欠かすことができない。決済手段として見た場合、現金に限らず、電子マネー、コード決済、クレジットカードなどのキャッシュレス手段、暗号資産といったデジタル通貨など多種多様なものがある。

また、金融犯罪による被害が年代を問わず増加しており、投資詐欺や悪徳商法のほか、SNSや偽メール、偽サイトを経由したフィッシング詐欺など手口も多様化・巧妙化している。最近では、暗号資産の投資対象化による詐欺的な投資勧誘等もあり、令和8年7月に成立した、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律では、利用者保護の充実のため、暗号資産の取引が金融商品の取引としての規制の対象とされた。

利用者側も、お金を適切に使い、資産を殖やすとともに、築き上げた資産をだまし取られないよう、お金に対する知識や判断力（金融リテラシー）を身に付けていく必要がある。例えば、金融や経済の知識だけでなく、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、金融トラブルから身を守るための知識など幅広い。金融リテラシーを身に付けるための教育を金融経済教育といい、小学校、中学校、高等学校の各段階に応じた内容が学習指導要領に記載されている。また、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）に基づき、令和6年4月創設された金融経済教育推進機構（J-FLEC）では、官民一体で金融経済教育のための取組が進められている。

ところで、金融事業者をめぐる不正事案や不祥事が後を絶たない。最近では、損害保険代理店を兼ねる中古車販売業者の自動車保険の保険金不正請求、地方銀行の投資用不動産向け融資に関する不正行為、生命保険会社での契約者等に対するお金に関わる不祥事など、財政金融委員会でも議論されている。令和7年には、損害保険会社をめぐる不祥事を受け、保険業法が改正された。安定的な資産づくりには、安全かつ安心して自分の資産の運用を任せられるという、金融事業者への信頼が欠かせない。にもかかわらず、金融事業者の信頼を失わせる行為が続くと、金融リテラシーを身に付けていてもなすすべがない。

平成29年に金融庁が策定した、顧客本位の業務運営に関する原則では、金融事業者が、高度の専門性と職業倫理を保持し、利用者たる顧客に誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図ることを求めており、金融サービス提供法でも金融事業者の義務として明確にされている。顧客本位の業務運営と金融リテラシーとは車の両輪として相乗効果を発揮することが期待される。金融経済教育の効果が十分に発揮されるためにも、金融事業者が顧客本位の業務運営への理解をより深めるとともに、その実践を通じて利用者の信頼に添えていくことが不可欠である。